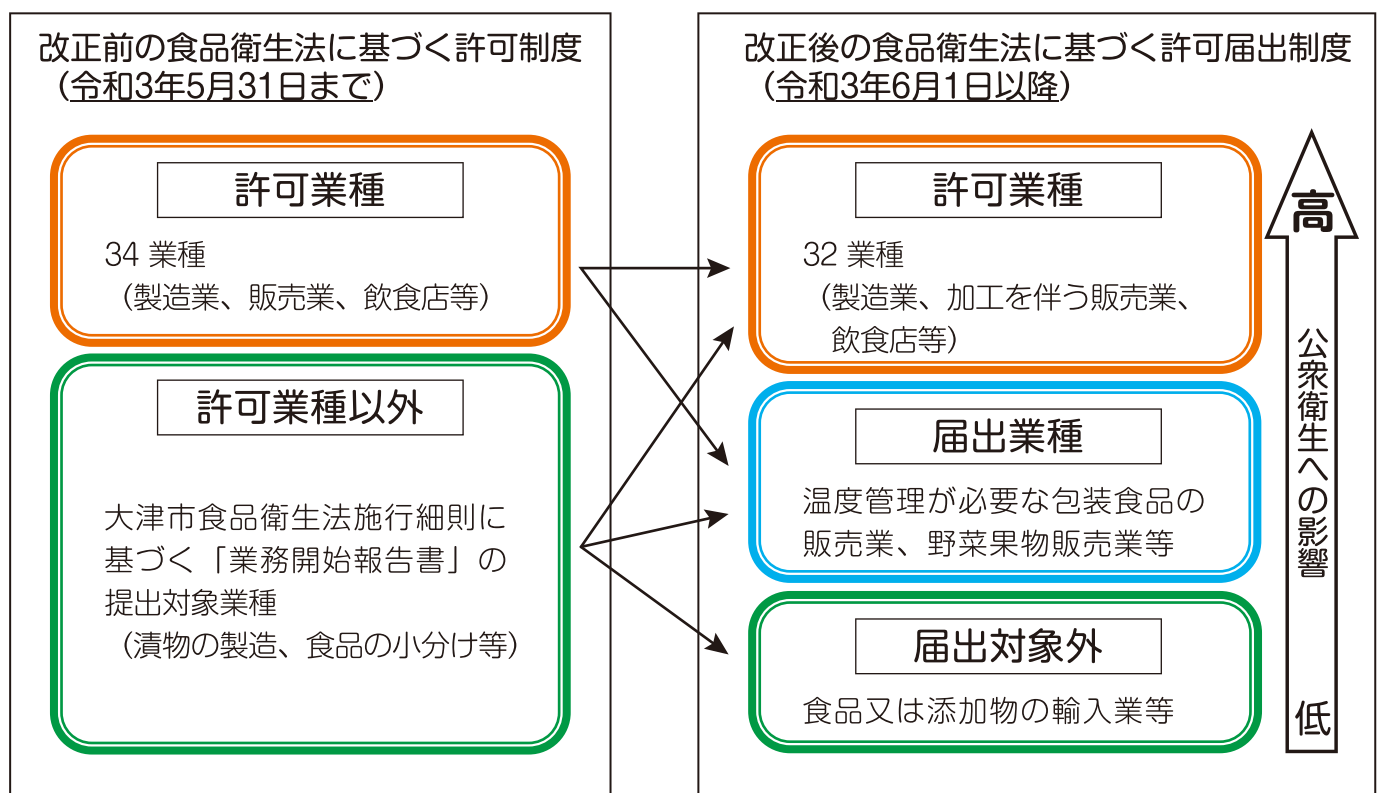


改正食品衛生法の 営業許可制度概要

平成30年の食品衛生法の改正により、営業許可業種の見直しと営業届出制度の創設が行われました。令和3年6月1日から食品の営業許可制度が大きく変わります！

1 食品営業許可・届出制度の概要について



今まで、許可業種とそれ以外の2つであった許可制度が、食中毒のリスク等を踏まえて再編成され、令和3年6月1日以降は許可業種、届出業種、届出対象外の3つになります。

営業許可制度について : 2ページ目へ

営業届出制度について : 3ページ目へ

届出対象外業種について : 3ページ目へ

経過措置について : 4ページ目へ

2 営業許可制度について

食中毒のリスクや過去の食中毒の発生状況等を踏まえ、新たな許可業種の創設、既存の許可業種の統合等が行われ、**許可業種が34業種から32業種になります。**

新たな許可業種（32業種）

1. 飲食店営業	11. 菓子製造業	22. 豆腐製造業
2. 調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業	12. アイスcream類製造業	23. 納豆製造業
3. 食肉販売業（容器包装済品のための仕入れ・販売を除く）	13. 乳製品製造業	24. 麺類製造業
4. 魚介類販売業（容器包装済品のための仕入れ・販売を除く）	14. 清涼飲料水製造業	25. そうざい製造業
5. 魚介類競り売り業	15. 食肉製品製造業	26. 複合型そうざい製造業（新設）
6. 集乳業	16. 水産製品製造業（新設）	27. 冷凍食品製造業（再編）
7. 乳処理業	17. 冰雪製造業	28. 複合型冷凍食品製造業（新設）
8. 特別牛乳搾取処理業	18. 液卵製造業（新設）	29. 漬物製造業（新設）
9. 食肉処理業	19. 食用油脂製造業	30. 密封包装食品製造業（再編）
10. 食品の放射線照射業	20. みそ又はしょうゆ製造業	31. 食品の小分け業（新設）
	21. 酒類製造業	32. 添加物製造業

○主な変更点

(1) 食中毒等のリスクや過去の食中毒の発生状況を踏まえ、新たな許可業種を設定

- ・「漬物製造業」、「食品の小分け業」、「水産製品製造業（鮎ずし等の製造）」等を新たな許可業種として設定（※そうざい半製品の製造も許可が必要になりました。）
- ・HACCP に基づく衛生管理を行うことで、複数の許可にわたる食品を製造できる「複合型そうざい製造業」、「複合型冷凍食品製造業」を設定

(2) 食中毒等のリスクが低いと考えられる一部の許可業種は届出へ移行

- （例1）「食肉販売業」と「魚介類販売業」のうち包装済品だけを扱う場合は届出へ移行
（例2）「乳類販売業」は届出へ移行

(3) 原材料や製造工程が共通する業種を統合

- （例1）「みそ製造業」と「しょうゆ製造業」が「みそ又はしょうゆ製造業」に統合
（例2）固定店舗の「喫茶店営業」は「飲食店営業」に統合

(4) 原則、1 施設1許可となるように、1 つの許可で取り扱える食品の範囲拡大

- （例）改正後の食品衛生法に基づく「菓子製造業」の許可を受けた施設で、客が購入した菓子等に飲料を添えて施設内で提供する場合、「飲食店営業」の許可は不要

また、施設基準についても改正後の食品衛生法で全国平準化が図られます。

※注意：令和3年5月31日までに許可を取得している場合は、許可期限まで改正前の食品衛生法に基づく許可で従来の営業を行うことができます。**ただし、原則、改正前の食品衛生法の許可範囲の行為しか行えません。**

⇒詳細は4ページ目へ

3 営業届出制度について

改正後の食品衛生法の許可業種以外でも、食品営業を行う場合は、届出対象外業種を除き、新たに届出の手続きが必要になります。

**※許可業種を営む営業者が届出業種も営む場合は、
営業許可の取得の他に営業届出も行ふ必要があります！**

既に大津市食品衛生法施行細則に基づく業務開始報告書を提出している場合も、改正後の食品衛生法に基づく届出が必要です。

〈営業届出が必要な営業の例〉

製造業・加工業	販売業	調理業・その他
・ コーヒー製造・加工業 (飲料の製造を除く。) ・ 農産保存食料品製造・加工業 (例：乾燥野菜・果実、水煮、冷蔵保存が必要なジャム 等) ・ その他の食料品製造・加工業 (例：焼き芋、焼き栗、白もち 等) ・ 器具・容器包装の製造・加工業 (合成樹脂が使用されたものに限る。) ・ 精米、精麦業 等	・ 魚介類販売業 (容器包装済品のための仕入れ・販売) ・ 食肉販売業 (容器包装済品のための仕入れ・販売) ・ 乳類販売業 ・ 野菜果物販売業 (例：八百屋 等) ・ 弁当販売業 (調理しないもの) ・ 小売業 (例：菓子、パン、乾物、飲料 等) (長期保存に向かない包装食品の仕入れ・小売販売) ・ 卸売業 (例：菓子、パン、乾物、飲料、砂糖・味そ 等) (長期保存に向かない包装食品の仕入れ・卸売販売) ・ 行商 ・ 卵販売業 等	・ 集団給食施設 ・ 許可業種に当たらない 自動販売機 等

4 届出対象外業種について

以下の業種については届出対象外になるため、改正後の食品衛生法に基づく届出は必要ありません。

1. 食品又は添加物の輸入業
2. 食品又は添加物の貯蔵又は運搬のみをする営業 (ただし、食品の冷凍・冷蔵倉庫業を除く。)
3. 常温で長期間保存しても腐敗、変敗その他品質の劣化による食品衛生上の危害の発生のおそれがない包装食品の販売業
4. 合成樹脂以外の器具・容器包装の製造業
5. 器具・容器包装の輸入又は販売業

その他、学校病院等の営業以外の給食施設のうち、1回の提供食数が20食程度未満の施設、農業及び水産業における食品の採取業

5 経過措置について（令和3年5月31日までに営業を行っている場合）

改正前の食品衛生法	改正後の食品衛生法	経過措置
許可業種	許可業種	改正前の食品衛生法に基づく許可の許可期限までは そのまま営業可能です。 (許可期間満了までに許可手続きが必要です。)
許可業種	届出業種	自動的に届出済と取り扱われます。 (届出は不要です。)
許可不要業種	許可業種	令和6年5月31日までに 許可取得が必要です。 (令和3年6月1日以降から業を始める場合は、経過措置はありません。)
許可不要業種	届出業種	令和3年11月30日までに 届出が必要です。 (既に大津市食品衛生法施行細則に基づく業務開始報告書を提出している方も届出が必要です。)

○令和3年6月1日以降から**新たに営業を始める場合** **経過措置は適用されません。**

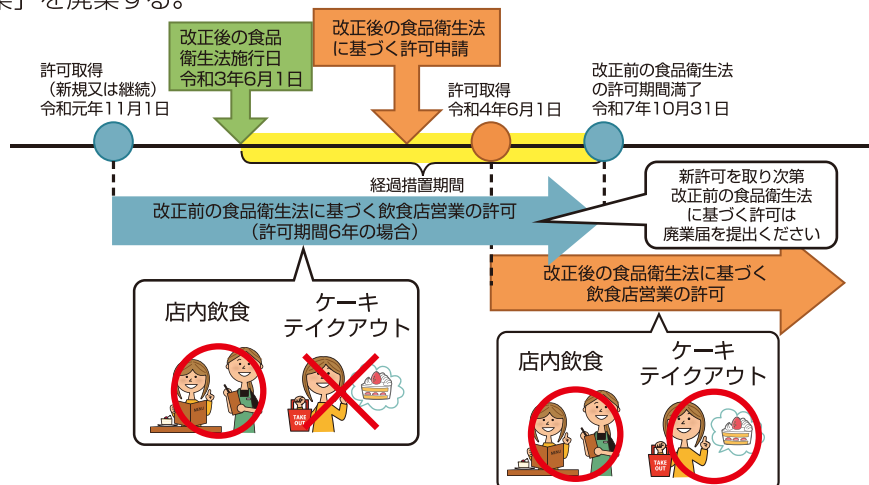
営業を始める前に、改正後の食品衛生法に基づく許可を取得、もしくは届出を行ってください。

※注意：令和3年5月31日までに許可を取得している場合

(1) 令和3年5月31日までに取得した許可で行える業は、改正前の食品衛生法に基づく業のみです。**改正後の食品衛生法に基づく許可を取得するまで、原則としてこれまで（改正前の食品衛生法）の許可範囲の行為しかできません。**

(例) 改正前の食品衛生法に基づく「飲食店営業の許可のみ」を取得した店内飲食をメインとするカフェレストランで、令和3年6月1日以降に「ケーキのテイクアウト」を始めたい場合、下記の方法等をとることができます。

⇒改正後の食品衛生法に基づく「飲食店営業」の許可を取得し、改正前の食品衛生法に基づく「飲食店営業」を廃業する。



(2) 令和3年5月31日までに取得している営業許可の期限内に、改正後の食品衛生法に基づく新許可業種の区分の許可申請を行っても問題ありません。

その他、詳しくは大津市ホームページをご覧ください。

https://www.city.otsu.lg.jp/soshiki/021/1441/g/sho_eisei/kaisei/index.html

お問い合わせ先

大津市保健所 衛生課

電話 077-522-8427 FAX 077-525-6161